

政務活動費支出に係る小林由佳議員及び 黒瀬大議員に対する問責決議

小林由佳議員の政務活動費及び政務調査費（以下「政務活動費」という。）の用途をめぐっては、平成27年9月2日に、平成23年度から平成26年度分の政務活動費について住民監査請求がなされ、同年10月29日付で監査委員から市長あてに当該政務活動費より支出されたチラシ印刷代及びポスティング費用等、計約1,040万円を返還するよう勧告が行われ、同月30日付で市長から小林由佳議員あてに同金額の返還請求が行われた。

特に、実際には作成、配布されていないとされた議会報告チラシ印刷代及び同ポスティング費用を政務活動費から支出していた問題については、小林由佳議員に当時雇われていた黒瀬大議員も関与し、この間マスコミにおいても疑惑として大きく報道されてきたところである。

この件に関し、すでに小林由佳議員が発注先の業者を告訴したとしており、地方自治法及び堺市議会政務活動費の交付に関する条例の規定に基づき、市議会の議員が行う市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他の住民福祉の向上を図るために必要な活動に要する経費として交付された政務活動費の支出に関し違法行為があるならば、極めて厳正に対処されなければならない。

しかしながら、今般の一連の事件は、業者の違法行為の問題のみに止まらず、市民の負託にこたえ、住民福祉の向上を図る使命を有する市議会議員として、市民の血税より配分いただいた公金である政務活動費の取り扱いについて、直接説明責任及び立証責任を負う小林由佳議員と当時同議員に雇われ、同議員の政策スタッフとして小林由佳議員の政務活動費の支出に深く関与した黒瀬大議員の行為は、あまりにも稚拙かつ杜撰であり、両名の責任は重大である。

これに対し、堺市議会は、議長、副議長、議会運営委員会委員長及び議会運営委員会副委員長による事情聴取を行い、加えて11月2日に、議会運営委員会の場における両議員からの釈明を受けたが、今般の一連の事件を起こしたことに対する疑惑は払拭されなかった。

更にその後、議会は11月26日に、上記、議長、副議長、議会運営委員会委員長及び議会運営委員会副委員長による事情聴取及び議会運営委員会における両議員からの釈明でも疑惑は払拭されなかったこと、当該調査結果報告について、全議員又は市民に対し報告を行うべきであること、並びに今般の一連の事件について、両議員は「政治家として説明責任をしかるべき方法で果たすことを検討している」としているが、未だ市民に対し説明責任を果たしておらず、両議員から市民に対し説明責任を果たす場が必要であることから全議員が出席する議員総会を、異例かつ特別に、本会議場において開催するに至ったものである。

今般の一連の事件は、小林由佳議員及び黒瀬大議員自身が引き起こしたものであり、市民の議会に対する信頼を失墜させている事態に陥っていること、加えて、市民の負託を受け、堺市の全ての事務の審議・審査を行う重大な責務を担う議会の運営に、多大な負担と負荷、影響を及ぼしていることについて、両議員の認識は希薄かつ浅薄であり、本市議会は、両議員の責任を厳しく問うものである。

平成27年12月4日

堺市議会